

情報アクセシビリティ・フォーラム2015
学ぶフロア カンファレンス「みんなで考えよう情報アクセシビリティ」
S6 「国のチャレンジ」

情報アクセシビリティと国のチャレンジ ー国連障害者権利条約と 障害者差別解消法を中心にー

平成27年12月13日

日本福祉大学 客員教授

(東京大学大学院 工学系研究科 教授)

後 藤 芳 一 (VYP02343@nifty.ne.jp)

お話し概要（12月13日）

1. 差別解消法とは？

2. 国のチャレンジ（権利条約）

3. 国のチャレンジ（差別解消法）

4. 国のチャレンジ（障壁除去）

5. まとめ

付. 参考資料

障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

内閣府パンフレット「障害者差別解消法が制定されました」(内閣府HP)から

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

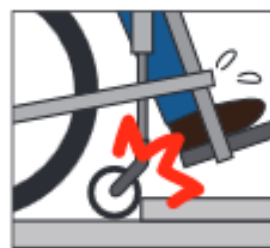


社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① **社会における事物**(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② **制度**(利用しにくい制度など)
- ③ **慣行**(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ **観念**(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 法的 義務 障害者に対し、合理的配 慮を行わなければなりま せん。
民間事業者 ^(※) ※民間事業者には、個人事業 者、NPO等の非営利事業 者も含まれます。	 禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 努力 義務 障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなければ なりません。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法 Q & A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口にお申し出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

● 組織イメージ図



※どのような機関を構成員とするかは、各協議会の判断



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

代表:03-5253-2111 Fax:03-3581-0902 ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

障害者施策

検索

内閣府パンフレット「障害者差別解消法が制定されました」(内閣府HP)から

お話し概要（12月13日）

1. 差別解消法とは？

2. 国のチャレンジ（権利条約）

3. 国のチャレンジ（差別解消法）

4. 国のチャレンジ（障壁除去）

5. まとめ

付. 参考資料

- ・ **憲法＞条約＞法律**

- ・ **全会一致**

障害者基本法

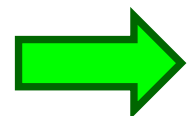
障害者差別解消法

憲法と障害者差別（禁止）の関係

「（前段）すべて国民は、法の下に平等であつて、
（後段）人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（憲法14条1項）

前段：等しいものは等しく、異なるものは異なるように合理的な区別は許し、不合理な差別だけ違反
（例：入試点数で合否決定は合理的区別で合憲）

後段：いずれかに該当する事項で不利益に扱う場合
→「合理的区別」といえない→憲法違反と推定

 障害者=社会的身分に含めるべき

■障害者権利条約（2006年、署名[済]、批准[済]）

- ・医学モデル→社会モデル（ICF）
- ・差別禁止
- ・合理的配慮
- ・当事者の参加
- ・監視機能

■国内法

- ・改正障害者基本法
- ・障害者総合支援法（自立支援法改正法）
- ・改正公職選挙法
- ・障害者差別解消法
- ・ほかの 法／制度 制定／改正？

■→権利条約の批准



World leaders adopt the SDGs! Find out more about [**Disability and the Sustainable Development Goals \(SDGs\)**](#)

HIGHLIGHTS

Preparing for HABITAT III: See [Recommendations on advancing disability-inclusion and accessible urban development](#)

LATEST DEVELOPMENTS

- [Ratifications and Signatures to the Convention and its Optional Protocol](#)
- [Map of Signatures and Ratifications](#)

- Sao Tome and Principe ratified the Convention on 5-11-2015
- Democratic Republic of the Congo ratified the Convention on 30-9-2015
- Democratic Republic of the Congo ratified the Optional Protocol on 30-9-2015
- Bahamas ratified the Convention on 28-9-2015

Convention

Ratifications/Accessions: 160

Signatories*: 160

Convention and Optional Protocol Signatures and Ratifications

COUNTRIES AND REGIONAL INTEGRATION ORGANIZATIONS

Declarations and Reservations

Please note:

- Signatories include countries or regional integration organizations that have signed the Convention and its Optional Protocol
- Some countries may directly ratify the Convention, without first signing it (a process called **accession**).

[A](#) | [B](#) | [C](#) | [D](#) | [E](#) | [F](#) | [G](#) |

**条約
署名**

**議定書
署名**

**条約
批准**

**議定書
批准**

Country	Convention Signature Date	Protocol Signature Date	Convention Ratification Date	Protocol Ratification Date
 Afghanistan	--	--	18-9-2012	18-9-2012
 Albania	22-12-2009	--	11-2-2013	--
 Algeria	30-3-2007	30-3-2007	4-12-2009	--

Guatemala	30-3-2007	30-3-2007	7-4-2009	7-4-2009
Guinea	16-5-2007	31-8-2007	8-2-2008	8-2-2008
Guinea-Bissau	24-9-2013	24-9-2013	24-9-2014	--
Guyana	11-4-2007	--	10-9-2014	--
Haiti	--	--	23-7-2009	23-7-2009
Honduras	30-3-2007	23-8-2007	14-4-2008	16-8-2010
Hungary	30-3-2007	30-3-2007	20-7-2007	20-7-2007
Iceland	30-3-2007	30-3-2007	--	--
India	30-3-2007	--	1-10-2007	--
Indonesia	30-3-2007	--	30-11-2011	--
Iran (Islamic Republic of)	--	--	23-10-2009	--
Iraq	--	--	20-3-2013	--
Ireland	30-3-2007	--	--	--
Israel	30-3-2007	--	28-9-2012	--
Italy	30-3-2007	30-3-2007	15-5-2009	15-5-2009
Jamaica	条約 署名	議定書 署名	条約 批准	議定書 批准
Japan	28-9-2007	--	20-1-2014	--

■ 障害者権利条約（2006年、署名[済]、批准[済]）

<http://www.un.org/disabilities/>

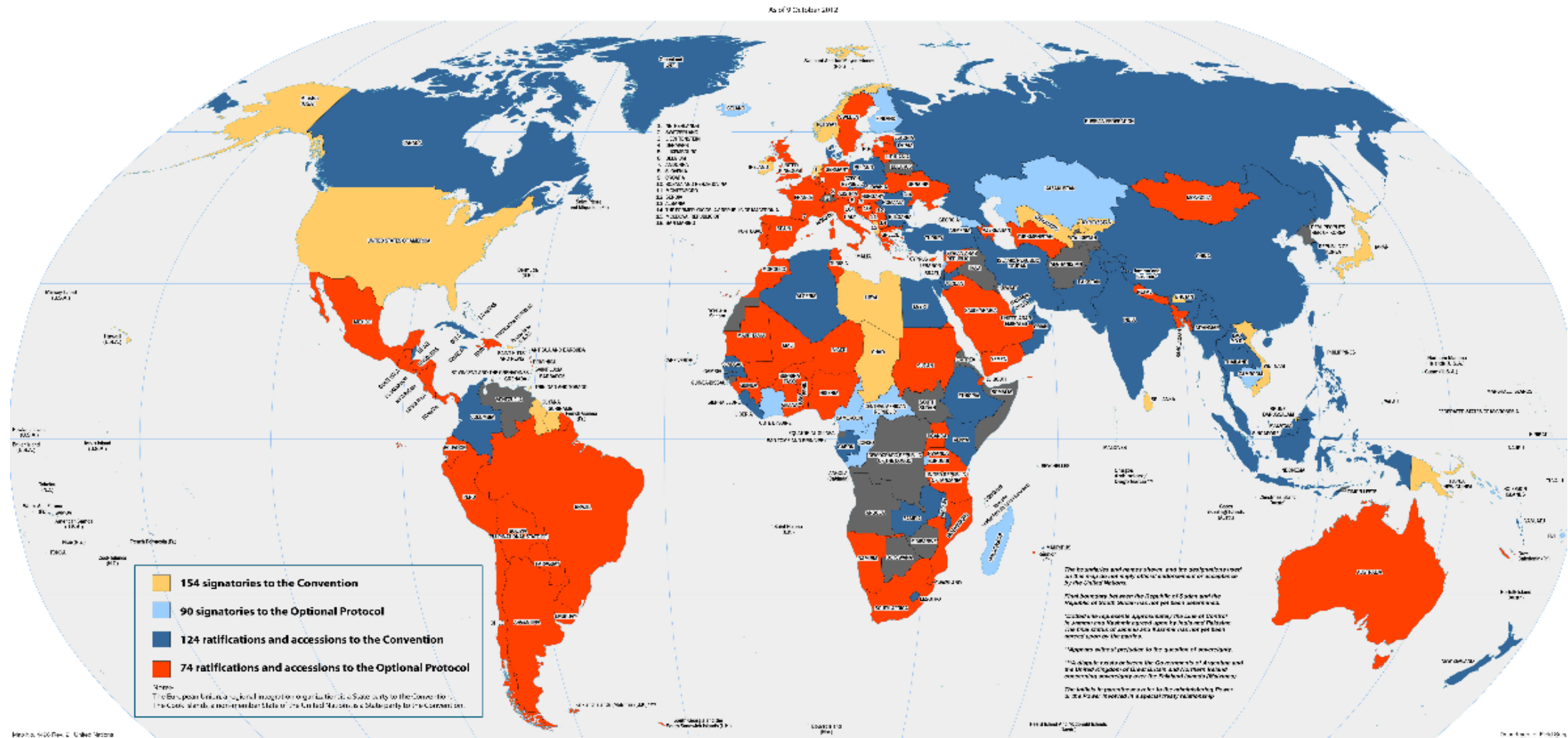
■ Not Signed

■ Signed Convention

- Signed Convention & Protocol

■ Ratified Convention

■ Ratified Convention & Protocol



国連ホームページから
(2015年12月13日)

■障害者権利条約（2006年、署名[済]、批准[済]）

・医学モデル→社会モデル（ICF）

医学モデル：障害は疾病、外傷などに起因する個人的問題→治療やリハビリテーション

社会モデル：社会によって作られた問題、人権問題
→社会の側（例：制度、BF）を改善

- ・差別禁止
- ・合理的配慮
- ・当事者の参加
- ・監視機能

■障害者権利条約（2006年、署名[済]、批准[済]）

- ・医学モデル→社会モデル（ICF）
- ・差別禁止

障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的ほかあらゆる分野で、他と平等に**すべての人権及び基本的自由**を認識、享有、行使することを害し、又は妨げる目的又は効果をもつもの。

障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（**合理的配慮の否定を含む**）を含む。

（権利条約第2条）

- ・合理的配慮
- ・当事者の参加
- ・監視機能

■障害者権利条約（2006年、署名[済]、批准[済]）

- ・医学モデル→社会モデル（ICF）
- ・差別禁止
- ・合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な**変更及び調整**であって、**特定の**
場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は**過度の負担を課さない**ものをいう。

（権利条約 第2条）

- ・当事者の参加
- ・監視機能

**合理的配慮
(個別対応)**

自助具

補装具

福祉

福祉用具

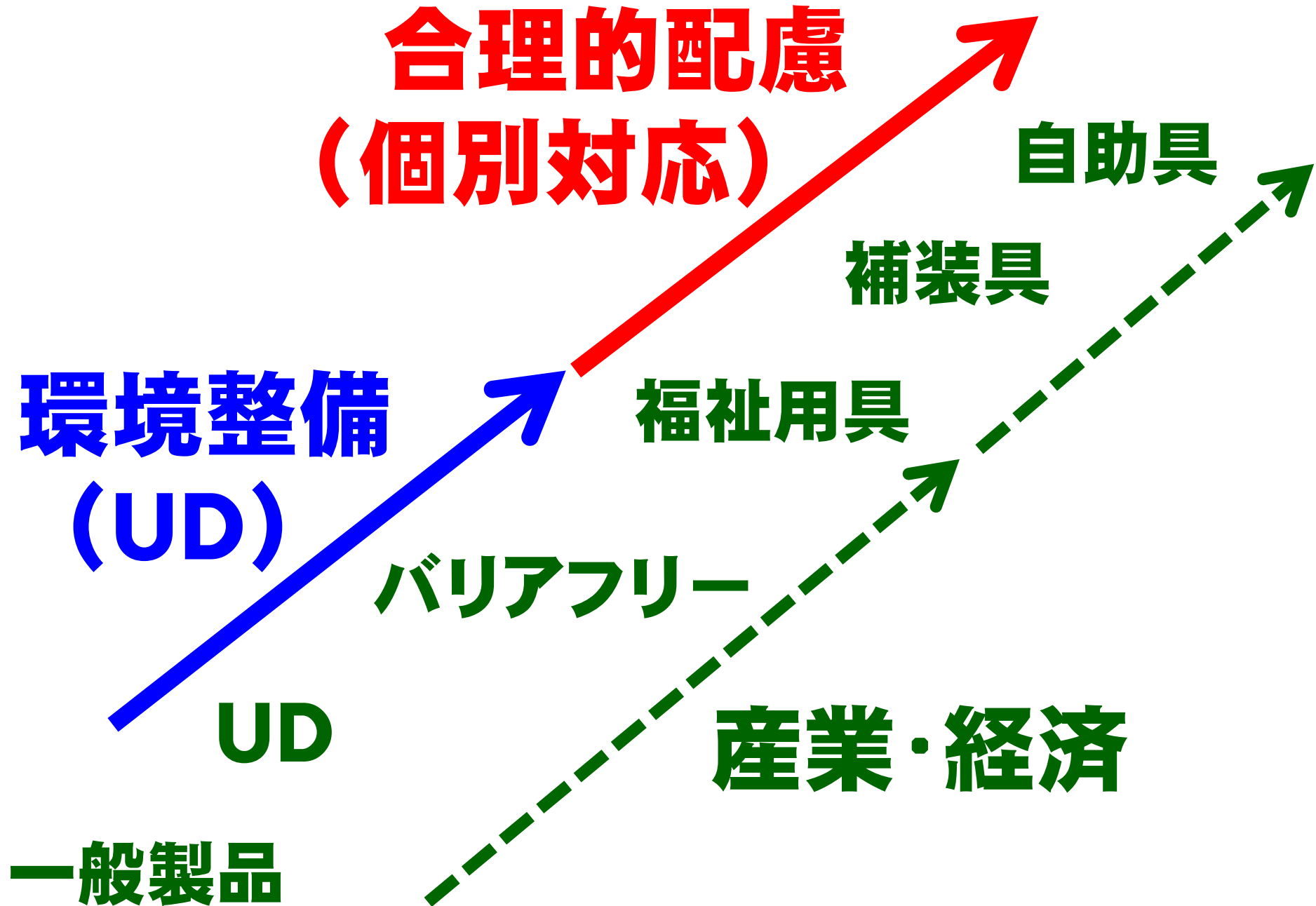
バリアフリー

産業・経済

**環境整備
(UD)**

UD

一般製品



■障害者権利条約（2006年、署名[済]、批准[済]）

- ・医学モデル→社会モデル（ICF）
- ・差別禁止
- ・合理的配慮
- ・当事者の参加

Nothing about us without us !

（私たちを抜きにして、私たちのことを決めない）

- ・監視機能

■障害者権利条約（2006年、署名[済]、批准[済]）

- ・医学モデル→社会モデル（ICF）
- ・差別禁止
- ・合理的配慮
- ・当事者の参加
- ・監視機能

■国内法

- ・改正障害者基本法
- ・障害者総合支援法（自立支援法改正法）
- ・改正公職選挙法
- ・障害者差別解消法
- ・ほかの 法／制度 制定／改正？

■→権利条約の批准

■障害者基本法

- ・理念

社会モデル（ICF）

差別禁止

当事者の参加

合理的な配慮

- ・障害者基本計画

（現行：2003～2012年度）

重点施策実施5カ年計画（前期：2003～2007年度）

同上（後期：2008～2012年度）

（今回：2013～2017年度）

- ・監視機能

- ・障害者政策委員会

改正障害者基本法の骨格（基本計画、政策委）

**障害者
政策委**

策定 →

基本計画

（政策委・内閣府）

監視 →

報告 ←

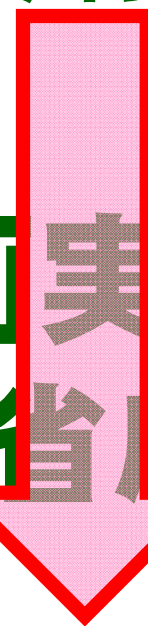
勧告 →

計画実施

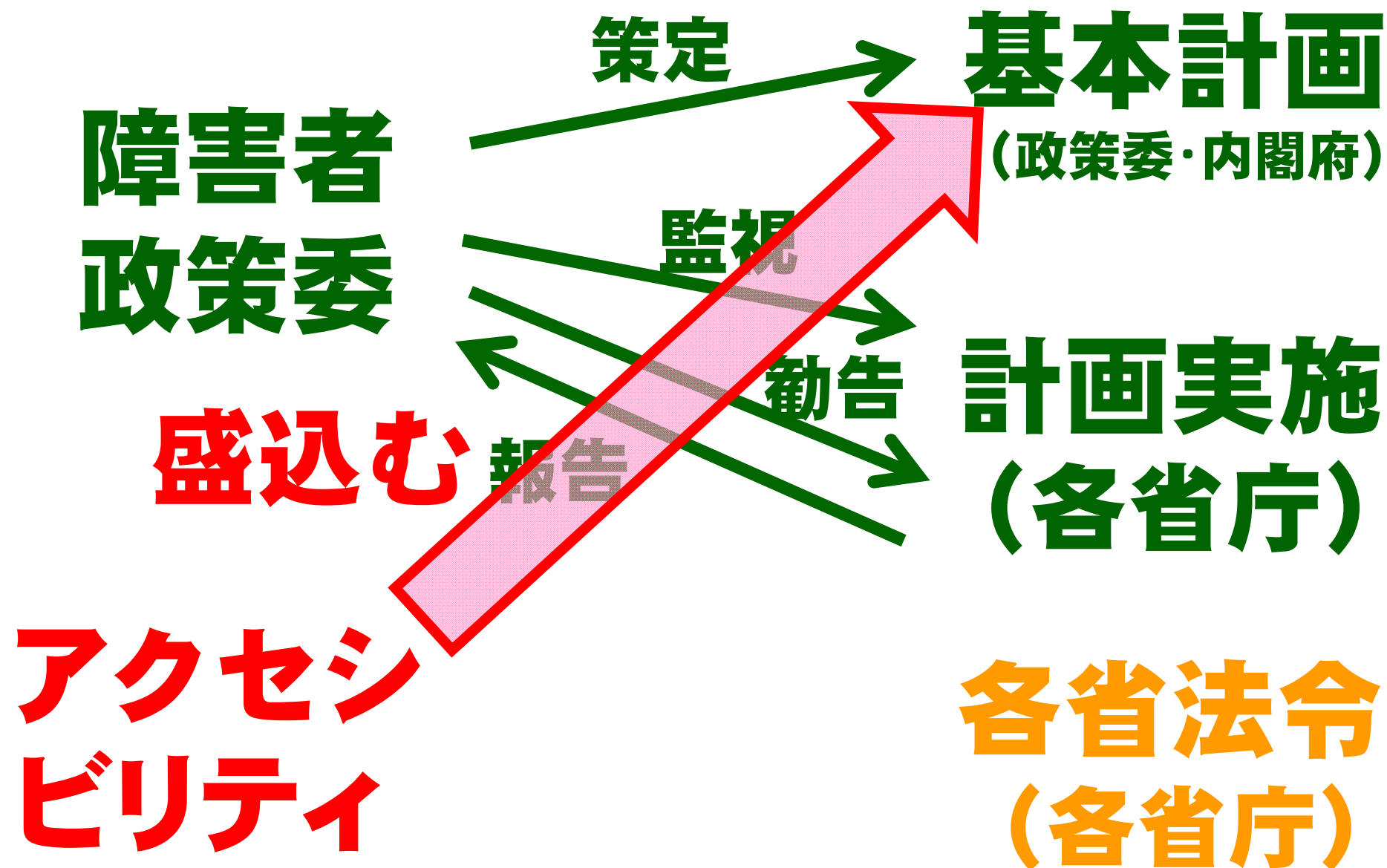
（各省庁）

各省法令

（各省庁）



改正障害者基本法の骨格（基本計画、政策委）



■障害者基本法（福祉用具関連）

「国及び地方公共団体は、**福祉用具**及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び**社会生活**を営むのに必要な施策を講じなければならない」

（基本法第14条第6号）

→「**社会生活**」が追加

「国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講じるために必要な**福祉用具**の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない」

（基本法第14条第7号）

お話し概要（12月13日）

1. 差別解消法とは？

2. 国のチャレンジ（権利条約）

3. 国のチャレンジ（差別解消法）

4. 国のチャレンジ（障壁除去）

5. まとめ

付. 参考資料

■障害者差別解消法

(2013年6月19日成立、2016年4月1日施行)

- ・ 枠組
- ・ 差別を解消するための措置
 - ・ 基本方針（2015年2月24日閣議決定）
 - ・ 国・自治体：対応要領
 - ・ 事業者：分野別の対応指針（ガイドライン）
- ・ 差別を解消するための支援措置
 - ・ 相談・紛争解決
 - ・ 地域で連携
 - ・ 啓発
 - ・ 情報収集

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
------------------------------------	--	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等

法的義務

事業者

努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)
 - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

合理的配慮

法的義務

努力義務

不当な
差別的取扱い

法的義務

法的義務

国・地方公共団体等

事業者

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（概要）

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

2 基本的な考え方

- (1) 法の考え方
- (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係
- (3) 条例との関係

第3, 4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

2 対応要領／対応指針

- (1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き
- (2) 対応要領／対応指針の記載事項

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- (1) 障害者
- (2) 事業者
- (3) 対象分野

2 不当な差別的取扱い

- (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- (2) 正当な理由の判断の視点

3 合理的配慮

- (1) 合理的配慮の基本的な考え方
- (2) 過重な負担の基本的な考え方

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

3 啓発活動

- (1) 行政機関等における職員に対する研修
- (2) 事業者における研修
- (3) 地域住民等に対する啓発活動

4 障害者差別解消支援地域協議会

- (1) 趣旨 (2) 期待される役割

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

- (1) 情報の収集、整理及び提供
- (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

■障害者差別解消法

(2013年6月19日成立、2016年4月1日施行)

- ・ 枠組
- ・ 差別を解消するための措置
 - ・ 基本方針（2015年2月24日閣議決定）
 - ・ 国・自治体：対応要領
 - ・ 事業者：分野別の対応指針（ガイドライン）
- ・ 差別を解消するための支援措置
 - ・ 相談・紛争解決
 - ・ 地域で連携
 - ・ 啓発
 - ・ 情報収集

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
------------------------------------	--	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

お話し概要（12月13日）

1. 差別解消法とは？

2. 国のチャレンジ（権利条約）

3. 国のチャレンジ（差別解消法）

4. 国のチャレンジ（障壁除去）

5. まとめ

付. 参考資料

■障害者権利条約（2006年、署名[済]、批准[済]）

- ・医学モデル→社会モデル（ICF）
- ・差別禁止
- ・合理的配慮
- ・当事者の参加
- ・監視機能

■国内法

- ・改正障害者基本法
- ・障害者総合支援法（自立支援法改正法）
- ・改正公職選挙法
- ・障害者差別解消法
- ・ほかの 法／制度 制定／改正？

■→権利条約の批准

アクセシビリティ関連法制の流れ

□「福祉用具法」 (93年)
(■給付制度 (日本生活用具・補装具))

□「ハートビル法」 (94年)

■「交通BF法」 (00年)

■「改正ハートビル法」 (03年)

■「バリアフリー法」 (06年)

? 「情報・コミュニケーション」 (?)

(■ : 法的義務、 □任意 (努力義務等))

お話し概要（12月13日）

1. 差別解消法とは？

2. 国のチャレンジ（権利条約）

3. 国のチャレンジ（差別解消法）

4. 国のチャレンジ（障壁除去）

5. まとめ

付. 参考資料

お話し概要（12月13日）

1. 差別解消法とは？
2. 国のチャレンジ（権利条約）
3. 国のチャレンジ（差別解消法）
4. 国のチャレンジ（障壁除去）
5. まとめ

付. 参考資料

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。また、同条約の趣旨に沿うよう、障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図ること。

二 基本方針、対応要領及び対応指針は、国連障害者権利条約で定めた差別の定義等に基づくとともに、障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み、基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。

三 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。

四 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、その水準が本法の趣旨を不当にゆがめることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。

五 本法の規定に基づき、主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて毎年国会に報告すること。

六 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。

七 本法の規定に基づいて行う啓発活動については、障害者への支援を行っている団体等とも連携を図り、効果的に行うこと。

八 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、財政措置も含め、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実を図ること。また、国の出先機関等が地域協議会に積極的に参加するとともに、本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。

九 附則第七条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。

十 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。

十一 本法施行後、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の定義を検討すること。

十二 本法第十六条に基づく国の「障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供」に関する措置のうち、特に内閣府においては、障害者差別解消支援地域協議会と連携するなどして、差別に関する個別事案を収集し、国民に公開し、有効に活用すること。

右決議する。

■障害者権利条約（2006年、署名[済]、批准[済]）

- ・医学モデル→社会モデル（ICF）
- ・差別禁止
- ・合理的配慮
- ・当事者の参加
- ・監視機能

■国内法

- ・改正障害者基本法（2012年8月施行）
- ・障害者総合支援法（自立支援法改正法）
- ・改正公職選挙法
- ・障害者差別解消法（2013年6月成立）
- ・ほかの 法／制度 制定／改正？

■→権利条約の批准

■障害者差別解消法（2013年6月19日）

- ・ 枠組
- ・ 差別を解消するための措置
 - ・ **基本方針（2015年2月24日閣議決定）**
 - ・ 国・自治体：対応要領
 - ・ 事業者：分野別の対応指針（ガイドライン）
- ・ 差別を解消するための支援措置
 - ・ 相談・紛争解決
 - ・ 地域で連携
 - ・ 啓発
 - ・ 情報収集

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
------------------------------------	--	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)
 - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（概要）

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

2 基本的な考え方

- (1) 法の考え方
- (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係
- (3) 条例との関係

第3, 4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

2 対応要領／対応指針

- (1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き
- (2) 対応要領／対応指針の記載事項

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- (1) 障害者
- (2) 事業者
- (3) 対象分野

2 不当な差別的取扱い

- (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- (2) 正当な理由の判断の視点

3 合理的配慮

- (1) 合理的配慮の基本的な考え方
- (2) 過重な負担の基本的な考え方

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

3 啓発活動

- (1) 行政機関等における職員に対する研修
- (2) 事業者における研修
- (3) 地域住民等に対する啓発活動

4 障害者差別解消支援地域協議会

- (1) 趣旨 (2) 期待される役割

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

- (1) 情報の収集、整理及び提供
- (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

平成19年に障害者権利条約に署名して以来、国内法の整備等を進め、平成26年1月に障害者権利条約を締結。平成23年の障害者基本法改正では、「差別の禁止」を基本原則として規定し、同原則の具体化のため、平成25年に障害者差別解消法(以下「法」という。)が成立。

2 基本的な考え方

(1) 法の考え方

- 共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要。法は、行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促す。
- 法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもある。こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることを期待。

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

- 基本方針に即して、行政機関等は、職員の取組に資するための「対応要領」を、主務大臣は、事業者の取組に資するための「対応指針」を、具体例も盛り込みながら作成し、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知。
- 地方公共団体等については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務。

(3) 条例との関係

法の施行後も、地域の実情に即した既存の条例(いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。)は引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されない。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項（その1）

1 法の対象範囲

- (1) 障害者
- 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法における「障害者」の定義と同じ。）
 - 「社会モデル」(*)の考え方を踏まえており、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。
※ … 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）と相対することによって生ずるものとする考え方。
 - 特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意。
- (2) 事業者
- 商業その他の事業を行う者。目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者。（個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者も対象となる。）
- (3) 対象分野
- 日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象（※ 雇用分野における障害者差別解消の措置については、障害者雇用促進法の定めるところによる。）

2 不当な差別的取扱い

- (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止。
 - 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。
〔例〕・ 障害者を優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）
 - ・ 合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い
 - ・ 合理的配慮の提供等に必要範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること
 - 正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意。
- (2) 正当な理由の判断の視点
- 当該取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は正当な理由に相当。
 - 行政機関等及び事業者は、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項（その2）

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

- 行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。
- 行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意。
- 障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高く、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるもの。さらに、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて内容が変わりうるもの。
[例]・ 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
・ 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
・ 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更
- 意思の表明に当たっては、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。（障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）
- 合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

行政機関等及び事業者は、過重な負担について、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断。

○事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約） ○費用・負担の程度 ○事務・事業規模 ○財政・財務状況

第3, 4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止については、行政機関等及び事業者において一律に法的義務。

合理的配慮の提供については、行政機関等は率先して取り組む主体として法的義務。事業者は、障害者との関係が分野・業種・場面・状況により様々であり、努力義務。

2 対応要領／対応指針

(1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き

行政機関等の長は、職員が遵守すべき服務規律の一環として対応要領を、主務大臣は、事業者の適切な対応・判断に資するものとして対応指針を作成。

(2) 対応要領／対応指針の記載事項

○趣旨 ○不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 ○同具体例 ○相談体制の整備
○行政機関等／事業者における研修・啓発 ○国の行政機関(主務大臣)における相談窓口【※対応指針のみ】

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

地方公共団体等における対応要領の作成は、地方分権の趣旨に鑑み、努力義務。

3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行う。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

不特定多数の障害者を主な対象とする事前的改善措置（バリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等）について、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努める。研修等のソフト面も含まれることが重要。

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。国・地方公共団体は、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを行うことにより体制を整備。

3 啓発活動

(1) 行政機関等における職員に対する研修 (2) 事業者における研修

(3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 内閣府を中心に、多様な主体との連携により、周知啓発活動に積極的に取り組む

イ 家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する

ウ グループホーム等の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを周知するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行う

4 障害者差別解消支援地域協議会

- (1) 趣旨 : 障害者にとって身近な地域において、様々な機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができる
- (2) 期待される役割 : 適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、構成機関等による調停・斡旋等の紛争解決、複数機関による対応等

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

(1) 情報の収集、整理及び提供 : 国内の具体例・裁判例等の収集・整理、国際的な動向や情報の集積を図り、広く国民に提供

(2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

- 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例の集積等を踏まえ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図る。
- 法の施行後3年を経過した時点における法の施行状況の検討の際には、基本方針についても併せて所要の検討を行う。

合理的配慮

法的義務

努力義務

不当な
差別的取扱い

法的義務

法的義務

国・地方公共団体等

事業者

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
------------------------------------	--	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

(内閣府訓令 2015年11月2日(2016年4月1日施行))

別紙「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、内閣府本府の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

（内閣府訓令 2015年11月2日（2016年4月1日施行））

別紙「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

(内閣府訓令 2015年11月2日(2016年4月1日施行))

別紙「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

（内閣府訓令 2015年11月2日（2016年4月1日施行））

別紙「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 内閣府本府がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

(内閣府訓令 2015年11月2日(2016年4月1日施行))

別紙「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

（内閣府訓令 2015年11月2日（2016年4月1日施行））

別紙「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

(内閣府訓令 2015年11月2日(2016年4月1日施行))

別紙「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

(内閣府訓令 2015年11月2日(2016年4月1日施行))

別紙「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」

■障害者差別解消法（2013年6月19日）

- ・ 枠組
- ・ 差別を解消するための措置
 - ・ 基本方針（2015年2月24日閣議決定）
 - ・ 国・自治体：対応要領
 - ・ 事業者：分野別の対応指針（ガイドライン）
- ・ 差別を解消するための支援措置
 - ・ 相談・紛争解決
 - ・ 地域で連携
 - ・ 啓発
 - ・ 情報収集

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集＜地方公共団体向け＞

【4. 条例との関係】

問4-1 本法の成立で、地方公共団体による障害を理由とする差別に関する条例の制定に何らかの拘束が生じるのか。

(答) 地方公共団体が地域の実情に即し、**上乘せ、横出しを含む条例を制定することは可能。**

【7. 対象分野】

問7-1 本法で差別の解消のための措置の対象としている分野の範囲如何。

(答) **教育、公共交通、医療、雇用、役務提供、刑事手続等の行政機関の活動など**、障害者基本法で「障害者自立と社会参加支援等の基本的施策」とした分野も含め**広範に対象。**

なお、雇用分野は対象に含むものの、具体的措置は改正障害者雇用促進法で定める。

【9. 法の対象範囲】

問9-9 **学校法人や社会福祉法人**は「独立行政法人等」に含まれるのか。

(答) 第2条第7号の「**事業者**」に含まれる。

問9-10 **地方独法から「地方独法第21条第3号の業務を行うもの」を除外**した理由如何。

(答) 公営企業型地方独法は経済性発揮が求められ、原則として経費を事業収入で賄うことが前提とされていることから、事業者として扱うことが適当であるため、地方独法から除外。

問9-11 地方公共団体から「**地方公共団体の経営する企業**」を除外した理由如何。

(答) (理由は問9-10と同様)事業者として扱うことが適当であるため、地方公共団体から除外。

問9-13 「事業者 商業その他の事業を行う者」の範囲如何。

(答) 個人／団体、営利／非営利を問わず、同種の行為を反復継続して行う者で、国、独法等、地方公共団体、地方独法等を除いたものを指す。

問9-14 **「事業」**には対価得ない無報酬事業や、社福やNPO法人の非営利事業を含むか。

(答) 営利／非営利を問わず、反復継続して行う同種の行為。対価を得ない**無報酬事業や社福やNPO法人の行う非営利事業も含む。**

【10. 差別の定義・概念】

問10-1 本法で**「障害を理由とする差別」の定義規定を置かない**理由如何。

(答) 個別事案の特定行為が該当するかは、個別に判断。あらかじめ一律に定めることはしない。
対応**要領や指針で事例等を示し、施行後、相談事例や判例を積上げ**認識共有に努める。

問10-3 「不当な差別的取扱い」の**「不当な」**とはどのような意味か。

(答) 当該扱いに**正当な理由がある場合は**、不当な差別的取扱いには**該当しない**。

問10-5 「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ**合理的な配慮**」とは何か。

(答) 障害者が日常生活や社会生活で受ける制限の原因となる社会的障壁を除くため、実施**負担が過重でない場合に**、特定の障害者に対して**個別の状況に応じて講じられるべき措置**。
典型例は、乗り物への乗車に職員等による手助けや筆談、読み上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差解消のための渡し板の提供等が考えられる。
具体的にどの行為が差別に当たり得るかは、今後、対応要領や指針で示す。

問10-6 **「合理的配慮の不提供」**（社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的配慮を行わないこと）は「障害を理由とする**差別**」に**当たる**のか。

(答) 「合理的配慮の不提供」は、障害者基本法に規定され、社会的障壁の除去に関する「必要かつ合理的配慮」を行わないことが、一定条件の下で差別に当たると規定されている。
本法は基本法を具体化するものであり、本法でも、社会的障壁の除去に関する「必要かつ合理的配慮」を行わないことで障害者への権利利益侵害をもたらす場合は差別に当たる。

問10-9 合理的配慮の提供は、行政機関等のみ義務で民間事業者は努力義務とした理由如何。

(答) 求められる配慮は多様なため、合理的配慮を一律に法的義務とせず、国の行政機関や地方公共団体、独法等政府の一部を構成する公的主体には義務を課し、民間事業者には努力義務を課した上で対応指針で自発的取組を促す。

問10-11 「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明」の具体的な意味如何。

(答) 具体的場面で社会的障壁除去への配慮を要していることを、言語(手話も含む。)その他の意思疎通のための手段で伝えることを指す。

「その他の意思疎通のための手段」とは、障害者がコミュニケーションに必要な手段をいい、具体的には、筆談、実物や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等をいう。

問10-12 障害者からの**「意思の表明」があった場合に限定した理由**如何。意思の表明がない場合は、「必要かつ合理的な配慮」を行う必要はないのか。

(答) 「合理的配慮」は、社会的障壁の除去を要する障害者に個別対応として求められるもので、当該者が障害者か、配慮を**要しているか分からない場合まで義務付けるのは困難**なため。

合理的配慮は障害者権利条約で「特定の場合に必要とされるもの」と定義され、個別具体的場面で必要とされるものと表され、これを踏まえた障害者基本法でも「それ(社会的障壁の除去)を要する障害者が現に存し」と規定されている。

障害者から意思表示がない場合も、法的義務は発生しないものの、行政機関等や事業者が自主的に適切な配慮を行うことは、本法の趣旨に照らし望ましいこと。

問10-13 「意思の表明」は、障害者本人からの意思表示に限られるのか。「意思表示」ができない障害者には、「必要かつ合理的な配慮」はできないことになるのか。

(答) 知的障害等により本人が自ら意思表示が困難な場合は、家族等が本人を補佐して意思表示をする場合も、解釈上含み得る。

問10-15 「その**実施に伴う負担が過重でないとき**」かを判断するには、どのようなことが考慮されるのか。また、その検討過程において、関係者の意見の聴取は行われるのか。

(答) 考慮要素は例えば、**事業等の規模や規模からみた負担の程度、財政状況、業務遂行に及ぼす影響**などが考えられる。

基本方針で典型的な考慮要素を示すとともに、対応要領や指針で具体的内容を明らかにする、その検討過程で障害者や事業者等関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

【11. 環境の整備】

問11-1 第5条(社会的障壁除去について必要かつ合理的配慮に関する環境整備)の趣旨如何。
「環境整備」と「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的配慮」との関係は。

(答) 第5条は、バリアフリー法に基づく公共交通施設や建築物等のハード面のバリアフリー化等、不特定の障害者への**「事前的改善措置」**。これらは第7条と第8条の**「社会的障壁除去について必要かつ合理的配慮」に向けた環境整備**であり、差別解消に向けて計画的に進められることが望ましいため、国の行政機関や民間事業者等が実施に努めるとした。

【13. 対応要領、対応指針】

問13-1 **対応要領、対応指針**を定める趣旨如何。

(答) 国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対し、障害を理由とする差別行為を禁止したが、「障害を理由とする**差別**」について**一律に定めていない**。
個別事案で特定の行為が**差別に当たるかは、各事案に応じて個別に判断されるもので、**具体的内容は、法で一律に定めず、分野等の特性に応じきめ細かく事例等を示すとともに、社会情勢の変化や国民の理解の深まりに伴い見直し、充実させていくべきと考えている。
このため、**行政機関毎、分野毎の差別の内容を示すものとして、対応要領や指針を定める。**

問13-2 **対応要領**の具体的内容としてどのようなものを想定しているのか。

(答) 当該機関の職員の適切な対応に資するよう、基本方針に即した**差別の基本的考え方や当該機関等における不当な差別的取扱いになり得る行為の具体例**、社会的障壁除去についての必要かつ**合理的配慮として考えられる好事例**等が考えられる。

問13-3 対応要領が作成される具体的な分野はどのようなものを想定しているのか。

(答) 対応要領は、行政機関等の事務又は事業を行うに当たり**職員が適切に対応するために作られるものであり、対象分野は、行政機関等が行うあらゆる事務又は事業**である。

問13-4 地方公共団体による対応要領の作成を努力義務としている理由如何。

(答) 地方公共団体では、昨今の地方分権改革の趣旨に鑑み、一律に義務付けることは適当でないため努力義務とした。政府は、地方公共団体が要領を作成することを期待し、地方公共団体が要領を作る場合に国が必要な協力をしなければならない旨規定している。

問13-5 公立学校の職員に対する対応要領はどこが作るのか。各学校ごとに作る必要があるのか。

(答) 要領作成の努力義務は「地方公共団体の機関」にあり、原則は、地方公共団体の判断で地方公共団体全体(長)又はその執行機関(教育委員会)ごとに作る。

教委ごとに作る場合、各教委は当該地方公共団体の職員に係る要領を作ると考えられ、都道府県教委は都道府県立校の、市町村教委は市町村立校の職員に係る要領を作る。

問13-14 対応要領や指針に**規定しない事項は差別ではない、と誤解を生まないことが必要**では。

(答) 対応要領や指針に差別行為を網羅的に記すのは困難であり、要領や指針で差別とされていない行為の全てが本法で禁止される差別にならないと解するのは適当ではない。

誤解を生まないよう、パンフレットやポスターの作成・配布、説明会やシンポジウムで要領や指針の趣旨・内容を含む本法の適切な理解に向け、周知徹底を図ることを考えている。

【16. 障害者差別解消支援地域協議会】

問16-1「障害者差別解消支援**地域協議会**」を組織できることとする趣旨如何。

(答) 国の施策に加え、身近な地域で特性を踏まえた主体的取組の推進が必要である。
そこで、**地域で相談や紛争防止・解決を行うネットワークを作るため**、国や地方公共団体の機関が地域協議会を組織することができるとした。協議会が組織されることで、「**制度の谷間**」や「**たらいまわし**」が生じず、**地域全体で取組が行われる**ことを期待している。

問16-2**地域協議会の役割**として、どのような場合にどのような情報交換や取組を想定しているか。

(答) 障害者からある**構成機関等に相談があり、当該機関等のみでは対応しきれない場合、構成機関等が情報を共有し、経験や知識を持ち寄って相談への対応や、当該事案を踏まえた差別解消策等を協議する**。協議結果に基づき、**各機関等が各役割に応じ、取組を行う**。

問16-3 地域協議会が自ら障害者等からの相談を受けることは可能か。

(答) 協議会の在り方として、障害者や事業者等から相談を受けることも可能と考える。

問16-4 地域協議会が調停等の紛争解決を行うのは可能か。協議会は問題解決にどう寄与するか。

(答) 相談や紛争防止・解決を行うネットワークを築き、協議会構成機関等が事案の情報を共有し、各機関等の経験や知識を持ち寄り、相談対応等について協議することを想定する。
協議会が**自ら調停することは想定しないが、措置権限を有する行政機関等に橋渡し**をしたり、**調停やあっせん等の機能を有する既存紛争解決機関へ結びつける**という形で解決を後押しすることが重要。協議会が適切な機関へ事案をつなぐ役割や、情報やノウハウの共有を通じ既存の相談・紛争解決機関の機能向上により、**地域全体で相談・紛争解決機能の向上を図ることを期待**。

■障害者差別解消法（2013年6月19日）

- ・ 枠組
- ・ 差別を解消するための措置
 - ・ 基本方針（2015年2月24日閣議決定）
 - ・ 国・自治体：対応要領
 - ・ 事業者：分野別の対応指針（ガイドライン）
- ・ 差別を解消するための支援措置
 - ・ 相談・紛争解決
 - ・ 地域で連携
 - ・ 啓発
 - ・ 情報収集

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
---	---	--	--

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) ~~国・地方公共団体等 → 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）~~
 事業者 → 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供